第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026) 協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)(以下「大会」という。)の開催趣旨に賛同する企業、団体等(以下「企業等」という。)からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の対象)

- 第2条 大会における協賛の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 全体協賛

総合開会式、パレード及び大会全般(複数の部門にまたがる内容)を対象とするもの

(2) 部門協賛

開催部門を対象とするもの

(協賛の方法)

- 第3条 大会に対する協賛の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 資金協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、協賛金を提供するもの

(2) 物品等協賛

企業等が、大会運営及び広告宣伝活動に必要な施設や設備、備品、消耗品等(以下「物品等」という。)を無償で提供又は貸与するもの

(協賛金の使涂)

第4条 協賛金は、大会の周知促進や内容の充実を図るために要する経費に充当する。

(協賛の申込)

第5条 協賛を希望する企業等は、あらかじめ「秋田県電子申請・届出システム」による申請又は「第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)協賛申込書」(様式第1号)(以下「協賛申込書」という。)により、第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(協賛の受付期限)

第6条 協賛の受付期限は、原則として令和8年3月末日とする。ただし、必要に応じ期限を延長することができる。

(協賛の成立)

第7条 会長は、協賛申込書の提出があった場合であって、次条の各号に該当しないと 認めるときは、申込者に対し、「第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文202 6)協賛申込受理通知書」(様式第2号)(以下「受理通知」という。)により通知する ものとする。

(申込の不受理等)

- 第8条 会長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛申込書を 受理しないものとし、申込者に対し「第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文 2026)協賛申込不受理通知書」(様式第3号)により通知するものとする。
 - (1) 特定の政治団体、思想、宗教等の活動を目的とするもの、又は活動に利用するおそれがあるもの
 - (2) 秋田県暴力団排除条例(平成 23 年秋田県条例第 29 号)第 2 条に規定する暴力 団員又は暴力団と密接な関係を有する者であると認められるもの
 - (3) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがあるもの
 - (4) その他法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるもの
 - (5) その他会長が不適当と認められるもの

(協賛金の納付等)

第9条 第3条第1号(資金協賛)の方法による申込者が受理通知を受けたときは、実 行委員会が指定する金融機関の口座へ振込により、指定された期日まで協賛金を納付 する。なお、振込に係る手数料は申込者の負担とする。 2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、会長は、受理通知を受けた申込者(以下「協賛者」という。)の希望により、領収書を発行することができる。

(物品等の提供等)

- 第 10 条 第 3 条第 2 号 (物品等協賛) の方法による申込者が受理通知を受けたときは、 実行委員会が指定する方法により、期日等を調整の上、物品等を提供又は貸与する。
- 2 複数の申込者から同一の協賛物品等の申込みがあり、かつ、必要数以上となる場合は、実行委員会において調整の上、申込者に通知する。
- 3 会長は、協賛者の希望により、受領書を発行することができる。

(特典)

- 第11条 会長は、協賛者に対し、協賛の対象及び規模に応じて、別表に定める内容の特典を提供する。
- 2 同一の者から複数回協賛がある場合は、その合計額に応じた特典を提供する。

(特典の提供時期)

第12条 特典の提供時期は、原則として、協賛金の納付、物品等の提供若しくは貸与等 (以下「納付等」という。)を、第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会(以 下「実行委員会」という。)が確認した日以後とする。ただし、実行委員会が納付等を 指定する時期が令和8年4月以降となる場合は、納付等の確約日より特典を提供する。

(特典の有効期間)

第13条 第11条の規定により企業等へ提供する特典の有効期間は、実行委員会が解散する日までの期間とする。

(特典の譲渡禁止)

第14条 企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

(特典提供の取消)

- 第15条 会長は、実行委員会が協賛金又は物品等を受領後に、協賛者が第8条各号又は 次のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、特典の提 供を取り消しすることができる。
 - (1) 協賛企業等の協賛内容について、不正の事実を発見したとき
 - (2) 協賛企業等が故意又は重大な過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき
 - (3) その他会長が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき
- 2 前項の規定により特典の提供を取り消しした場合、実行委員会は、協賛企業等から 納付された協賛金や提供された物品等の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

- 第 16 条 協賛者が、次のいずれかに該当したときは、その損害を受けた者に対し、当該協賛者は損害を賠償しなければならない。
 - (1) 協賛の実施に当たり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に 損害を与えたとき
 - (2) 前条の規定による特典提供の取り消しを受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

(免責)

第 17 条 協賛者が、第 15 条第 1 項及び前条の規定に該当する場合において、実行委員会は 一切その責めを負わない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、第50回全国高等 学校総合文化祭秋田県実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。

(別表) 協賛特典の内容

【全体協賛】

区分			SS	S	Α	В	С	D	E
全体協賛	協賛金額 内 容		100万円 以上			20万円以上 30万円未満	10万円以上 20万円未満	5万円以上 10万円未満	2万円以上 5万円未満
	1	大会協賛の呼称を使用する権 利	0	0	0	0	0	0	0
	2	大会指定ロゴ、大会マスコット キャラクター等を使用する権利	0	0	0	0	0	0	0
	3	総合プログラム、大会記録集 に協賛者名を掲載	0	0	0	0	0	0	0
	4	大会ホームページへ協賛者名 又はバナー掲載	〇 バナー	○ バナー	○ バナー	○ バナー	〇 バナー	○ 協賛者名	○ 協賛者名
	5	総合プログラムへ協賛者広告 掲載(A4単色)	1 ページ	1 ページ	1 ページ	1/2 ページ	1/4 ページ	1/8 ページ	×
	6	公式ガイドブックへ協賛者広 告掲載(A5フルカラー)	1 ページ	1 ページ	1/2 ページ	1/2 ページ	1/4 ページ	協賛者名	×
	7	総合開会式来賓席招待	0	0	0	0	×	×	×
	8	総合開会式会場でPRコーナーの提供	0	0	×	×	×	×	×
	9	大会のぼりへ協賛者名を掲載	0	×	×	×	×	×	×

【部門協賛】

区分			_	_	Α	В	С	D	E
部門協賛	内	協賛金額 容			10万円 以上	5万円以上 10万円未満		1万円以上 2万円未満	5千円以上 1万円未満
	1	大会協賛の呼称を使用する権 利			0	0	0	0	0
	2	大会指定ロゴ、大会マスコット キャラクター等を使用する権利			0	0	0	0	0
	3	総合プログラム、大会記録集 に協賛者名を掲載	_	_	0	0	0	0	0
	4	大会ホームページへ協賛者名 又はバナー掲載	_	_	〇 バナー	○ 協賛者名	協賛者名	○ 協賛者名	協賛者名
	5	部門プログラムへ協賛者広告 掲載(A4単色)	_	_	1 ページ	1/2 ページ	1/4 ページ	1/8	×

(注意事項)

- 1 物品等協賛については、金額に換算してこの表を適用する。
- 2 協賛者の掲載は、協賛金額の高い順とし、同額の場合は協賛申込書受領順とする。
- 3 印刷物の発行予定部数は次のとおりとする。
 - ・総合プログラム (A4単色 (一部カラー)) 約3,000部
 - ・公式ガイドブック (A5フルカラー) 約3,000部
 - ・部門プログラム (A4単色 (一部カラー)) 約500~5,000部 (※作成部数は部門ごとに設定)